

平成30年度宮崎県森林環境税活用検討委員会議事録（第1回）

日程：平成30年5月28日（月）

13：30～15：30

場所：県電ホール

発信者	内 容
中武委員	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ（甲斐部長）</p> <p>3 検討事項 （1）平成29年度使途事業の実施報告について ★質疑 少花粉スギについてですが、再造林に対してどのような転換状況であるかということと、今後の目標や計画などについて教えていただきたい。</p>
日高課長	<p>まず、飢肥スギは全部で18種類あるのですが、この事業では、そのうち高岡署1号イボアカという種類です。これを109万本ということで、県全体では苗木を550万本出荷していますので、花粉の少ない苗木は20%程度ですので、新植としましては20%程度が転換しているところです。では全体でどれくらいかということですが、実はこの高岡署1号イボアカというのは、これは日本全国の平均と考えていただければいいのですが、通常より99%花粉が少なく、日本全国の平均からすると1%程度の花粉しか出さない苗木について森林環境税を活用しているところです。</p> <p>実はまだ研究報告がありまして、この高岡署1号以外の品種で、例えばアオシマアラカワとかタノアカとか、こういった従来の品種につきましても実は花粉がかなり少ないという研究成果が徐々に出てきております。もともと東京などのスギは実生苗、種からで、宮崎の場合は挿し木から育てるという違いがあつて、挿し木の方が各段に苗木が少ないということがございます。ただ宮崎は面積がかなり大きい訳ですから花粉が出てきている訳ですけど、そういった形で研究が出てくれば宮崎県の品種は花粉が少ないということになると思いますが、面積的にこれだけ、という数字は設定はしておりま</p>

せんが、極力、従来の少花粉スギである高岡署1号や研究成果が出てきている品種については、随時そちらの方に移行していく考えでございます。

中武委員

ありがとうございます。ニュースでも27年連続日本一ということでしたので、それだけ皆伐も進んでいると思います。花粉症に悩まされている方々は多いと思いますので、こういう事業があれば助かると思います。是非よろしく願います。

川上委員

人材育成ということで指導者育成などの研修会が開催されていますが、先日ある方から話を聞いたときに、講師となるために研修を受けた方はたくさんいるのですが、実際に講師として活動に参加できる方が少ないと言われました。ですので、研修をただ行うだけではなく、その後の支援についてもう少し力を入れていただければ、育成した人材が講師として活躍できる形になるのかなと感じていますので、是非とも今後そういった研修の後、研修を受けた方々がどのような活動をしていけるかの道筋を見つけていただけるとありがたいと思います。

美戸室長

御意見のとおりだと思います。先ほど御説明しました森林環境教育のサポーター養成研修などの卒業生の方々については当然その後のフォローも大切ですし、県としても活用させていただきたいので、今後検討させていただきます。

富岡委員

訂正を一件お願いします。2ページ目の地域での森林づくりイベント開催の部分で、弊社の金御岳の森での作業に大勢の方に参加いただいていたありがとうございました。改めて御礼申し上げます。ここに植栽とあるのですが実際には下刈りを皆さんに行っていただきましたので下刈りに訂正いただければと思います。先ほど御質問のありました少花粉のところですが、前回の会議で平成30年度の出荷計画を200万本と伺っていた気がするのですが、それは達成できそうなのでしょうか。記憶違いでしたら申し訳ないですが。

日高課長

確認したいので少しお時間いただきます。

藤掛委員

7ページ目の水を貯え、災害に強い森林づくり事業ですが、この中の水土保持の森林づくり事業で速やかな再生林となっていますが、この内容と、どういったことでできたのかという実績、そしてその効果について教えていただければと思います。

それと、広葉樹林化とか針広混交林化ですが、いつも課題になるうかと思いますが施業していくごとに針広混交林になっていくのかとか施業後ちゃんと追いかけて確認しているのかなど分かりましたら教えていただきたい。

日高課長

まず、広葉樹造林、針広混交林、里山人工林については、環境保全上重要な森林ということで、公益的機能を重視した森林づくりということになっております。対して、水土保持の森林づくり事業につきましては通常の経済林であり、経済林と環境林という違いがございます。ただ、経済林であっても水源地等非常に重要な経済林がございますので、その部分について伐採跡地の速やかな植栽に森林環境税を充当しているという違いがございます。そういう意味で水土保持の森林づくりについては、資源の循環利用による森林づくりに位置づけているところでございます。

藤掛委員

通常の再造林とはどう分けているのでしょうか。

日高課長

通常の再造林の現場につきましては、68%の国庫補助があるのですが、水土保持の森林づくり事業につきましては、森林環境税の中から更に7%の上乗せ補助をしているところでございます。

藤掛委員

それと、針広混交林とかは、事業後どのように確認しているのでしょうか。

日高委員

針広混交林化は平成18年から取り組んでいるところですが、実施したところについては、針広混交林の複層林化が進んでいると理解しております。

それから、先ほどの少花粉スギの件につきまして委員からございました昨年の委員会で200万本ということで、実績が109万本ということですが、当初はその計画だったのですが、苗木の生産農家が生産できなかったという現実がございます。ではそれをどうするのかということですが、先ほど申し上げましたように、この109万本というのは高岡署1号という品種なのですが、その後の研究により10くらいの宮崎県の樹種につきましてもかなり花粉が少ないという実態が分かってきています。従いまして、この事業以外で扱っている少花粉スギにつきましても、花粉が少ないことが確認されてきておりますので、550万本ほど苗木を生産しておりますけれども、まだ数字は出ておりませんが、通常植栽している400万本以上についても花粉が少ないという確証が得られてきておりますので、実態としましては、まだまだ検証は必要ではございま

すが、通常の苗木で200万本は確保できているのではないかと考えております。

福永委員

ひなもり台県民ふれあいの森と森の科学館についてですが、その来館者、訪れた方々の内訳を教えてください。

というのは、平成30年度の事業にも入っていると思うのですが、国立公園の満喫プロジェクトというものを今国が進めておりまして、その8箇所内の一つが霧島錦江湾国立公園となっています。そういった意味で位置的にひなもり台県民ふれあいの森は大事な拠点になると思うのですが、殆どの方がご存じなくて、今後色々進めていく上で、せっかく27年連続日本一の先進県ですので、これがレンジャーの養成とか環境保全の教育だとかを絡めたインバウンド及び国内の関連人口への発信が必要だと思います。ですからもう少し内訳を、例えば県民だけなのか、環霧島の方々も来ているのかなどです。同じく、美郷町にある森の科学館も素晴らしい施設です。宮崎県が九州に誇る素晴らしい施設とっておきまして、もっと利活用があってもいいと考えておりまして、この発信の方法はどのようにしてるのか、関連してこれらの施設が環境保全のアドバイザーなどの方々と、どのように連携しているのかを知りたいと思います。この場で回答できなければ後ほどまた教えていただければと思います。

美戸室長

ひなもり台県民ふれあいの森ですが、平成28年の数字で8万3千人ほどで、指定管理者が管理している有料施設のオートキャンプ場は平成28年度で14、757名が来られておりますが、半分近くが県外からの来場者となっております。

福永委員

木育アドバイザーとか環境保全のアドバイザーとかが関連するものをやっていらっしゃると思うのですがどのように集められたのでしょうか。

美戸室長

それは講師ということでよろしいでしょうか。

福永委員

そうですね。とてもいい施設なのでたくさんの方が利用されるのは分かるのですが、木育だとか環境保全アドバイザーとの連携でされた活動の人数も入っているのでしょうか。

美戸室長

様々なイベントを行っておりますが指定管理者ですので、そちらの方で講師などの選定を1年契約で行っておりまして、環境保全アドバイザーの方を個別に採用することはしておりません。PRにつきましてはHPとかキャンプ製品のイベントなどで普及啓発をさせて

いただいている状況です。

日高課長

森の科学館につきましては、平成29年で2,621人の研修参加者がいらっしゃっております。そのうち約1割の213名からアンケートをいただいているのですが、「その中にどこから来られたのか」というものがあります。残念ながら平成29年度につきましては参加者は殆どが県内ということになっております。ただ、今後とも継続してアンケートを実施し、徴収率を上げ、調査分析を行っていきたいと考えております。

日高委員

森林ボランティアをしている日高です。森林環境教育推進事業で、若者を対象とした事業を実施いただいております。今、森林ボランティアで高齢化が非常に問題になっております。そういった中で、宮崎県の学校全体のうち、どのくらいの学校がこの事業を実施しているかお伺いできればと思います。

美戸室長

実績は分かるのですが、全体数との関係は計算しておりませんので、こちらでまた計算し、後日お知らせするというところでよろしいでしょうか。

日高委員

はい。よろしく申し上げます。できましたら学生のうちから少しでもボランティアにかかわれるような環境づくりもお願いできたらと思います。そうすることでこれからのボランティアの活動に入りやすいことにもつながるかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(2) 平成30年度使途事業について

★質疑

佐藤委員

先ほど部長からもありましたとおり、平成31年度から森林環境譲与税の譲与が始まります。そういった中、県の森林環境税の事業を行う際、果たして、我々もなかなか分からない中で、税の継続とかそういった趣旨を理解いただけるか。徴収はまだ先ですけど譲与は来年から始まる訳で、県として国と県の制度や内容を再度県民に対してPRといいますか啓発することが大事だと思います。そして、平成30年度はこの事業でいいと思いますが、私もこの委員になって改めて県の税事業を見ましたけれど、やはり県民に対する啓発を進めて、次代を担う子どもたちと言いますか、教えなくても自然や森林を守る気持ちを地道に植え付けることを環境森林部にお願いしたい。また市町村と連携した事業を地道に取り組んでいくことができると、先ほど委員の方々から色々御意見があったこともクリアできていくのかなと思います。国の森林環境税が創設され、県の森林

環境税も継続していくということで、今、チャンスの時かなと思います。市町村も含めてですが子どもたちの教育の中にそういう制度を考えていただければと思います。

甲斐部長

まさに委員が仰ったとおりで来年度から森林環境譲与税が地方に譲与されます。これは全国、都市部も山村地域も等しく税を負担する画期的な制度であります。それ故透明性を持って、こういう風に使いましたとしっかりと公表して国民の理解を得なければならないということになっております。その上で、従来からいただいている県の森林環境税そこは十分整理した上で県民の御理解を得たいと考えております。そういった中でまずは全国統一の部分の国の森林環境税がどういったところに充てられるかを把握し、その上で宮崎県ならではの、更にまた必要な部分に県の森林環境税を活用させていただく。今まで使っていたところから一部シフトすることもあるかもしれない。そういうことを今年度議論をしていただきたいと思います。そういった意味で先ほどの御意見は大事な視点と感じたところです。育成した人材がどう県民に関与していくかというところで環境保全アドバイザー、木育サポーター、森林環境教育サポーター、みどりの少年団という子どもたち、これらのスタッフがお互いに連携や刺激しあって新しいものを生み出していく、そういう仕掛けを更に生み出していかなければならないと感じたところです。それから、ひなもり台県民ふれあいの森や森の科学館、川南遊学の森の情報発信については、例えばひなもり台オートキャンプ場は20周年を迎える訳ですが、ここは九州の中ではかなりグレードの高い四つ星という話もありますが、それに比べ情報発信がどうかというのは確かに思います。アイロードさんにアウトドアステーションを設けていただきましたけどそういったところと連携をしながら、こういったものがありますよと我々から仕掛けていかなければいけないと思います。それと同時に今の若い人たちはHPも見るのでしょうが、キャンパーならキャンパーの、バイカーならバイカーの、そういった、外で出て行くアクティブな人たちの情報をつかんで、そういったことを念頭に置いた情報発信をしていかなければならないと思います。ある意味道の駅であったり、色々な施設は市町村もしています。その中での差別化をして、宮崎の森林や山村をフィールドとした施設がアウトドアや環境教育も含めてどうアピールしていくかというのは、いい機会だと思いますので総合的に事務局でも考えていかなければいけないと思います。

(3) 平成30年度森林づくり活動支援事業について

★質疑

質疑なし。

(4) 国の森林環境税（仮称）等について

★質疑

佐藤委員

国の森林環境税は、全国の市町村が十数年要望してやっとこのような形になったところで、大変ありがたいと思っております。

この森林環境譲与税は、市町村が主体となって考えなさいと国は言いますが、どのように使うのかということが最も重要であります。先日、国会で新たな森林管理システムの法案が通りましたので、国からまた内容が示されると考えています。

今一番心配なのは、市町村へ森林環境譲与税が譲与されたら、財務省が通常の森林整備は税でやりなさいという論法になる危険性があることで、林野庁の幹部の方々も心配しているようです。だからこそ、27年連続日本一の宮崎県は、全国でも認められた林業の先進県ですから、東京の会議などでも宮崎県が、森林環境譲与税も含めて持続可能な林業のモデルとなるようなシステムを作ってもらわないといけないと大きな期待をされているようです。

そういうことで先ほど先走って質問をしたわけですけど、これからの宮崎の林業や地域を守る上で、今後国の森林環境譲与税と県の森林環境税をどうやって連携させて林業あるいは県民を守るために生かすのかを考えなければいけない時期であると思えます。

宮崎県が主伐化が進んでいなければ他の自治体を見ながら同じようなことをしていけばいいんだろうと思えますが、資料にもあるように宮崎県は主伐化や再生林などの課題があります。

しかしながらいつもお話をさせていただいているのですが、国の森林環境譲与税が交付される、あるいは県の森林環境税で事業を実施するにあたり、その担い手というか、作業をしていただいている方々が我々の住んでいる中山間地域にいないければ譲与いただいても解決にならないわけです。森林整備などのハード事業は当然国が通常予算でやるでしょうから、やはり森林環境譲与税や県の森林環境譲与税は、どうやって中山間地域に担い手を増やして雇用ができるかという整理を県と市町村、関係団体を含めて考え方を確立していくチャンスでもあるのかなと思っていますので、今後、環境森林部におかれては、大変とは思いますが、チャンスと捉えていただけて頑張ってくださいと思います。

黒木議長

ただいま大きな質問がありました。確かに森林環境譲与税ができて、森林整備関係予算が減らされればあまり意味が無いとのことなのです。

で、そのあたり県のお考えはいかがでしょうか。

美戸室長

国の言い方を聞きますと、森林環境譲与税は、今までに手入れがされていなかった森林を対象にするとしております。一方、森林経営計画を立てて、経済林としてなりたつ森林は通常の国庫補助などの森林整備の通常予算で対応するすみ分けをされているようです。また、地方交付税が現在500億円、地球温暖化対策として特別枠をとっているのですが、今回の森林環境税・譲与税も根本は地球温暖化対策ということですので、現在500億円の地方交付税が森林環境譲与税の600億円になるという国の整理となるようです。ですのであくまでも今までとは違う事業を行うという整理になると聞いております。

黒木議長

ありがとうございました。前回の委員会でも出たのですが国の森林環境譲与税と県の森林環境税について、どうすみ分けをしていくのかということが一番重要で、二重課税とにならないようにしていく必要があると思うのですが、今後詰めていくとは思いますがそのあたりはいかがでしょうか。

甲斐部長

先般、森林経営管理法案が成立しました。これは、従来の公共事業の治山林道事業や造林事業への国庫補助金だけでは、再造林や境界未確定など様々な問題がある状況で、次世代へしっかりと健全な森林を引き継げないという危機感があり、従来の予算体系に加えて、国の森林環境譲与税が措置されるということで、これが財源の振替えであってはいけないということは先ほど佐藤委員が仰ったとおりで、従来の施策は進めつつ、代替わりがうまくいっていない森林や放置された森林が再造林に向けて進むようにというものですので、できるだけこの新たな制度に森林環境譲与税は使われるべきと言われております。細かいスキームは今からだと思います。

円滑に進む整備については、従来の補助体系を活用し、森林所有者が自分で管理経営できないものについては、市町村に預けていただいて、素材生産業者や森林組合のような意欲と能力のある林業経営体が請負って整備を行いますので、森林環境譲与税はそちらで使われるスキームになっているようでございます。その部分のすみ分けは非常に大事で、市町村にはそれらの業務の調整や管理、フォローなどを担う人が必要です。これは大変大きな仕事になりますが、市町村ごとに課題は違うと思いますが県も一緒になって進めて参りたいと考えています。

従来の事業はしっかりやった上で、プラスの事業を新しい制度で進め、県の森林環境税については全体をよく見ながら更にカバーする

部分をどう埋めていくかという全体的な議論をしていかななくてはいけないと考えています。

今年度は徐々に国のスキームも見えてきますのでそれを踏まえた上で、体系的なものをお示ししながら御意見を伺おうと思っています。

川上委員

資料1の9ページに「わが町の水とくらしを守る森林づくり支援事業」があって、事業主体が市町村になっています。これを踏まえた上で、先ほど説明があった国の森林環境譲与税とは重複する部分があるということで、その区分はどう考えているのかと思います。

それと先ほど説明のあった森林環境譲与税の対象とならない部分に県の森林環境税の事業があるということは私はすごく納得するんですが、先ほどお話しが出た二重取りではないけど、実際に県民にどう理解してもらうか、どうPRするかが大事だと思います。

私が森林環境教育を行うときに使わせていただくこの下敷きですが、保護者がいれば別ですがどうわかりやすく説明しても小学校低学年の子は分かりません。今後はこれに国の森林環境譲与税が関わってくるということなので分かりやすいパンフレットなどがあると森林環境教育の指導者としては助かると思います。いい例として持ってきたのですが、このようなものであれば子どもたちに読んで聞かせたり見せたりすることができます。そういったPRをもっとしていった方がいいのではと思います。

あと、分かりやすいのは横断幕です。森林づくりボランティアの方は、活動の後に「この活動は森林環境税の支援を受けて実施しています。」という横断幕をバックに写真を撮ったりしているので、森林環境教育の後に活用させてもらったりしています。イベントの時などにそういったPRをしてもいいでしょうし、森林環境税の実績がこのような形で残っていますよというようなPRをもっとしていけば、県民の方々の理解も進むのかなと考えています。また、子どもたちにはもっとわかりやすい発信の仕方もあると思いますので提案させていただきます。

美戸室長

ありがとうございます。昨年度も県の森林環境税の認知度が低いという御意見をいただきまして、PRシールですとか下敷きですとかを作成させていただいております。委員のおっしゃるとおり子どもたちには説明しづらい形になっておりますので、今年度また分かりやすいリーフレットの作成など色々考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

藤掛委員

国の森林環境譲与税が何に使われるのかまだよく分からないので、事業内容は今後検討する段階とは思いますが、針広混交林化とか広

葉樹林化とかそういったものは今後新たな森林管理システムの中でオーソライズしてやっていくと、国もそこに使いなさいと言っている訳ですけど、そうしますと今後県税の方ではその部分は外して、すべて新たな森林管理システムの中で一本化してやっていくということで、県税の半分くらいこの事業で使っている訳ですので、空いた分はごそっと他の事業で使えるわけで、これまでやっている事業の拡大だったり、再生林の部分の厚くしたり、大きく言うとその当たりがどうなるのかが気になるわけですが、そういったところを今後検討していただければと思います。

日高課長

ただいまの藤掛委員の御懸念についてですが、仰るとおり県の森林環境税事業の中でこの「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」を非常に重要度が大きいものでございます。

ただ、国の森林環境譲与税は、間伐はいいが再生林は難しいというようなものになっております。当県を見た場合に、宮崎県は成長が早いので伐採が先に行われると、他の都道府県については今から伐採が本格化するので間伐を、という形で、若干そういう立場の違いがあります。従いまして現在、森林整備の関係では再生林は非常に大きなウェイトを占めております。ここが、国の森林環境譲与税が投入できないということであれば、さきほど佐藤委員からありましたようにハード整備については通常で要求して、国の森林環境譲与税が対応できないものについては県の森林環境税というすみ分けをして、両方が必要になると考えております。

それから、さきほど佐藤委員からありましたが、担い手づくり、市町村の連携ということでございますが、県の森林環境税では森林環境教育も含めまして、一般県民の森林に対する理解を促進するということが一般県民に対する森林環境教育などは行っているのですが、林業従事者に対する対策については、県の森林環境税は充当しておりません。従いまして、森林は、今後市町村も含めて森林管理経営権を設定して管理できなくなった森林を林業事業体に管理していただくシステムになりますので、今後は林業従事者の人材育成が必要になってきます。そういったものも含めて来年、林業大学校が開校されます。まだまだ、詳細は申し上げられませんが、県民に対する森林環境教育や人材育成、それから林業従事者に対する人材育成というようなことで、それぞれ国の税、県の税の仕分け作業が必要と考えております。

黒木委員

今回の森林環境譲与税は市町村が主体になる訳ですが、森林林業が盛んなところは大丈夫だと思うのですが、そうでない市町村は執行体制とかどうなのかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょ

うか。

福満次長

今回は、市町村が主体となった森林整備とそれに附随する普及啓発や木材利用の推進ということでこれまでよりも更に市町村の比重が高まるということで我々も危惧しているところです。林野庁の会議などで、市町村の体制整備というところに新しい税が使えないかと大分要望しているのですが、直接的な人件費は難しいという言い方をされます。ただし、森林の調査をすとか森林経営計画を作成するといった嘱託職員を雇用する、あるいは意欲と能力のある林業経営体にその作業を委託するとかそういったものには使っていていいということになっております。あとは、森林整備に関するプランナーとか、資格を持ったプロの方々を林政アドバイザーとして雇うことについては、今は特別交付税で措置しているのですが、平成31年度からは森林環境譲与税を使っていていいということでございますので、人材確保はなかなか難しいですが、市町村や国と連携しながら一緒になって市町村の体制整備を考えていきたいと思っております。

福永委員

お話を伺ってますと、宮崎県森林環境税と国の森林環境譲与税は使途が違うということははっきりしていますし、スギ丸太生産量が27年連続日本一ということは先進をいっているわけで、県の森林環境税は必ず残して欲しいということ意見を申し上げておきます。

富岡委員

県の森林環境税のアンケートが平成26年に行われて、県民の皆様が500円という額が妥当であるという方が7割という結果を見せていただきました。

今回、国の森林環境譲与税が導入されることによって、県の500円という額は見直しをされることはあるのでしょうか。

あと、宮崎県以外にも森林環境税を導入しているところはたくさんあると思うのですが、そちらの方の動きとかは何かあるのでしょうか。

福満次長

現在のところ、本県の税の額をやめるとか減額とかは考えていないところでございます。国の税はもともと地球温暖化防止対策から始まっておりまして二酸化炭素の森林吸収源対策ということで、間伐や適正に管理される森林の整備、こういったものに使うということで、通常の経済林とか再造林とかには使いづらいということがあり、間伐主体であったり、手入れが行き届いていない森林を掘り起こして活性化させたりして温暖化対策を達成するための森林整備をしてくださいということがスタートとなっておりますので、本県の森林整備でいえばスギ生産量日本一というくらいの経済林ですので、この

部分については国の税はなかなかあてづらいということがございますので、引き続きの再生林や再生林に不可欠な苗木の養成とか、そういったものをもっと充実させていきたいということが基本的にありますので、減額ということはせずに、うまく使途の使い分けを示せるようにしたいと思っております。他県についても、減額などの話は今のところ聞いておりません。

中武委員

国の森林環境税は、地方創生の一環として雇用の創出という側面もあるのかなと思っております。国の制度もある程度固まってきているので事業者向けにも説明があるといいかなと思います。

県の森林環境税については、導入するときに使った労力が大変なものだったと思いますのでこれを無くすとか減らすというのはやるべきではないと思いますし、当然継続していただきたいという立場なのです。

平成30年度の事業内容にもありましたが、レガシーなど色々な事業が計画されております。宮崎県森林環境税ですが、環境森林部だけの話ではないのかなと思っております。観光施策などは対象が誰なのか、年齢層はどこなのかなど色々なことを加味して、そこに対する施策を打って効果的に人を集めるということがやり方だろうと思っております。みんながみんな誰でも来るような施設はないのですが、森の科学館とか非常にいい施設もありますので、県全体で観光サイドとも連携いただいて、そちらにも県の森林環境税が充てられるというような形で、使途を拡大するという事ではないのですが、適正な事業目的の範囲内でもっと広く連携を深めていただければと思います。

福満次長

いきなり観光に充てるということは難しいかもしれませんが、県の森林環境税は「水と緑の森林づくり条例」に基づき、県民参加の森林づくりを達成しようということで始まったという経緯がございます。国の税は、普及啓発は別として森林整備に関わるプロの方々の人材育成といったところに充当されるはずですが、県の税は子どもたちから大人まで森林の理解をする人たちに焦点を当てていくということが必要ですので、他部局と連携し、検討していきたいと思っております。

福永委員

今エコツーリズムという考え方があって、国立公園は、自然環境だけではなく、地域の産業を含めた全体を学びに来る人たちを増やそうとしている。今のインバウンドは個人です。そういう学びというものを発信できるのは環境森林部だと思う。森林の魅力を観光の人たちに教えて差し上げるということ。今、宮崎県の一番の魅力は実

はそこにある。

国立公園満喫プロジェクトは保全と利活用をしっかりとらっていますが、よくお話してみると利活用の中には保全が入っているということです。そういう観点から産業などを守らないと、本当の産業を守れないと思います。そこに力を入れることで、そういった部分でも先進県になるのではないかと思います。

黒木議長

御提言ということによろしいですか。

福永委員

はい。